

熊本県公報

目次

告示	
漁業災害補償法に基づく加入区の設定	(漁政課)
指定居宅サービスマ事業所の指定	(高齢保健福祉課)
家畜伝染病に係る届出	(畜産課)
公告	
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)
県営土地改良事業計画の変更	(農村計画課)
登載依頼	
熊本県議会面会人等取扱規程の一部を改正する規程	(議事事務局)
スポーツ振興審議会小委員会の会議の開催	(スポーツ振興審議会)

告 示

熊本県告示第八百八十二号
 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百十八条第三項の規定による加入区を次のように定める。

平成十三年十一月二十八日

法第百十四条第三号に掲げる養殖業

熊本県知事 潮谷 義子

一 一年貝真珠養殖業及び二年貝真珠養殖業

加入区 の 名 称	加入区 の 水 域
天区第百二十加入区	天区第三〇号漁業権の漁場の区域
第百二十一号	第百三十一号
第百二十二号	第百三十二号
第百二十三号	第百三十三号
第百二十四号	第百三十四号
第百二十五号	第百三十五号
第百二十六号	第百三十六号
第百二十七号	第百三十七号
第百二十八号	第百三十八号
第百二十九号	第百三十九号

二 小割り式一年魚はまち養殖業、小割り式二年魚はまち養殖業、小割り式一年魚たい養殖業、小割り式二年魚たい養殖業、小割り式三年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式一年魚かんばち養殖業、小割り式二年魚かんばち養殖業及び小割り式ひらめ養殖業

加入区 の 名 称	加入区 の 水 域
天区第百九十三加入区	天区第五九三号漁業権の漁場の区域

熊本県告示第八百八十三号
 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービスマ事業所を次のとおり指定した。
 平成十三年十一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

【痴呆対応型共同生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
グループホームきなつせ大和	社会福祉法人 熊本菊	平成十三年十一月十三日
鹿本郡植木町大字木留三百三十六番地一	寿会	

熊本県告示第八百八十四号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第四項の規定により、次

のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、公示する。

平成十三年十一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

病名	区分	発 生 年 月 日	発生場所	発生頭数	適 用
ヨネネ病	患畜	平成十三年十一月十四日	菊池郡旭志村	一戸一頭	乳用牛

公 告

熊本県公告第七百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があったので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十三年十一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
壽屋 益城店

二 変更しようとする事項
熊本県上益城郡益城町惣領一四一五

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後九時
変更後 開店時刻午前十時 閉店時刻午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
変更前 午前十時から午後九時まで
変更後 午前十時から午後十一時まで

三 変更する年月日
平成十三年十一月二十二日

四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称
株式会社壽屋

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、九五〇平方メートル

3 駐車場の収容台数

六四台

4 駐車場の収容台数
三〇台

5 荷さばき施設の面積
一六〇平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量
三五立方メートル

7 駐車場の自動車の出入口の数
二か所

8 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
二十四時間

五 届出年月日
平成十三年十一月十二日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び熊本県上益城地域振興局振興調整室

平成十三年十一月二十八日から平成十四年三月二十七日まで

熊本県公告第七百九十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、平成八年五月八日確定した県営花房東部地区土地改良事業（区画整理）の計画の一部を変更したいので、次の事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、この計画変更により新たに編入される地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営まないもの、又はその地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用収益しているもので、その農用地又は土地についてこの土地改良事業に参加しようとするものは、同法第三条の規定により平成十三年十二月十日までに菊池市及び旭志村の各農業委員会に申し出られたい。

平成十三年十一月二十八日

熊本県知事 潮谷 義子

一 事業計画変更の概要

県営花房東部地区土地改良事業（区画整理）計画変更概要書

二 公告場所

菊池市役所

旭志村役場

登 載 依 頼

熊本県議会告示第四号

熊本県議会面会人等取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成十三年十一月二十八日

熊本県議会議長 荒 木 詔 之
熊本県議会面会人等取扱規程の一部を改正する規程

熊本県議会面会人等取扱規程（昭和五十年熊本県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第十条に規定する通行記章の交付を受けた者及び熊本県職員（熊本県職員記章を着用し、又は熊本県職員身分証明書を携帯している者に限る。）は、この限りでない。

第二条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 係員は、面会人等（前項ただし書の通行記章の交付を受けた者及び熊本県職員を除く。）から陳情又は面会の申出があったときは、直ちに陳情又は面会を受ける者に連絡し、その指示を受けることとする。
第十条を次のように改める。

（通行記章）

第十条 議員の秘書並びに職務のため議事堂に出入りする県政記者及び県警記者は、通行記章（別記第三号様式）を使用することができる。

2 前項に掲げる者は、通行記章交付申請書（別記第四号様式）を事務局長に提出して通行記章の交付を受けるものとする。

3 通行記章の有効期限は、議員の任期満了又は議会の解散による一般選挙の日をもって終了するものとする。ただし、任期の中途において辞職、失職、除名又は死亡により議員でなくなった者の秘書に交付されている通行記章の有効期限は、それらの事由の生じた日をもって終了するものとする。
別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

別記第 4 号様式（第 1 0 条関係）

通 行 記 章 交 付 申 請 書

熊本県議会面会人等取扱規程第 1 0 条第 2 項の規定により、通行記章の交付を
受けたいので申請します。

平成 年 月 日

所 属

職 名

氏 名

印

熊本県議会議務局長

様

(注) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とします。

附 則

- 1 この規程は、平成十三年十二月一日から施行する。
- 2 改正前の熊本県議会面会人等取扱規程第十条の規定により交付されている通行記章は、この規程の施行の日以降はこれを使用することができない。

熊本県スポーツ振興審議会公告第一号

第一回熊本県スポーツ振興審議会小委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年十一月二十八日

熊本県スポーツ振興審議会

会長 川崎 順 一 郎

一 開催日時

平成十三年十二月十日(月)

午後二時から午後三時三十分まで(予定)

二 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁 本館十一階 第一共用会議室

三 議題

1 スポーツ振興計画骨子について

2 その他

四 傍聴者の定員

五人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、審議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県スポーツ振興審議会事務局(熊本県教育庁体育保健課生涯スポーツ班)

(電話〇九六―三八三―一一一 内線六七三五)